



県章

# 三重県公報

昭和57年12月3日 金曜日 第11127号

## 目次

### 告示

- 字の区域を変更する旨の届出 (地方課) 2
  - 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに療養取扱機関の申出の受理 (保険課) 2
  - 保険医及び国民健康保険医の登録 (同) 3
  - 公益法人の設立認可 (環境総務課) 3
  - 有害な興行の指定 (青少年健民課) 3
  - 有害な図書類の指定 (同) 5
  - 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求め  
るための届出及びその指定漁船調書の縦覧 (漁政課) 8
  - 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意があ  
つた旨 (同) 8
  - 過疎地域対策緊急措置法の規定による道路の新設工  
事を完了した旨 (道路建設課) 8
  - 県道の路線認定及びその関係図面の縦覧 (道路維持課) 10
  - 県道の路線廃止及びその関係図面の縦覧 (同) 10
  - 道路の区域決定及びその関係図面の縦覧 (同) 12
  - 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 (同) 12
  - 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 18
  - 県道の路線認定の一部改正 (同) 19
  - 同件 (同) 20
  - 三重県収納代理金融機関の一部改正 (出納課) 20
- ### 公告
- 地域食品の認証の取消し (消費生活課) 20
  - 土地改良区の設立認可 (耕地第一課) 20
  - 土地改良区の定款変更認可 (同) 21
  - 換地処分をした旨の届出 (耕地第二課) 21
  - 同件 (同) 21
  - 都市計画の決定案の縦覧 (都市計画課) 21

課長補佐  
 主任  
 主幹  
 主査  
 主任  
 主幹  
 主査  
 主任  
 主幹  
 主査

○ 都市計画の変更案の縦覧

(都市計画課) 21



三重県告示第668号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、安芸郡美里村の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同村長からの届出があつた。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

1 安芸郡美里村大字家所字野田興に編入する区域

安芸郡美里村大字家所字岩欠858の1、859の1、860の1、860の2、861、862の1、863の1、864、865の1、868の1、869の1、870の1、871の1、872、873、875、876、877の一部、878の1の一部、881の1の一部、881の3、884の1の一部、909の1の一部、916から918までの各一部、928の1の一部、930から933まで、933の1の一部、934から937まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに943の1に隣接する道路である国有地の全部

2 安芸郡美里村大字家所字門田に編入する区域

安芸郡美里村大字家所字岩欠905の3、906の3、908の3、909の3

3 安芸郡美里村大字家所字岩欠に編入する区域

安芸郡美里村大字家所字門田1771の1、1776の3及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに1778の4に隣接する道路である国有地の全部

4 安芸郡美里村大字家所字辰ノ口に編入する区域

安芸郡美里村大字家所字若林4395の1、4405、4406及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

三重県告示第669号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定し、並びに国民健康保険法(和和33年法律第192号)第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされた。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

名 称	所 在 地	指定及び申出 受理年月日
白子小児歯科	鈴鹿市白子町字長オサ 2938番地サンヤマビル1階	57.11.1
堀口歯科医院	鈴鹿市桜島町5丁目14-3	57.11.1
吉田歯科医院	松阪市黒田町1702-1	57.11.1

三重県告示第670号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ5第1項の規定により、次のとおり保険医を登録し、及び国民健康保険法(和和33年法律第192号)第39条第3項の規定により、国民健康保険医の登録があつたものとみなされた。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録年月日
高 田 実	三 医 7386	57.11.15
宇 陀 秀 晃	三 歯 1385	57.11.2
	三 国 歯 1385	
上 林 肇	三 歯 1386	57.11.2
	三 国 歯 1386	

三重県告示第671号

民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により、公益法人の設立を次のとおり許可した。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

1 認可年月日

和和57年12月1日

2 法人の名称

社団法人大杉谷登山センター

3 主たる事務所の所在地

多気郡宮川村大字大杉字仁右衛門谷159番地の21

三重県告示第672号

三重県青少年保護育成条例(昭和46年三重県条例第62号)第7条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な興行として次のとおり指定した。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

番号	映画名	製作(配給)社名	指定年月日	指定理由
319	女教師 ハード・バック・エロ	ニューセレクト	昭和57年 11月26日	著しく性的感 情を刺激するの で青少年に見せ ることが好まし くない。
320	セーラー服色情飼育	にっかつ		
321	受験慰安婦	"		
322	刺青女を縛る 蛇と牡丹	新東宝興業		
323	女子学生 裏ボン48手	東映		
324	恥辱の部屋	にっかつ		
325	エレクト・ホームズ 肉欲	ジョイバック		
326	純潔を破る!	新東宝興業		
327	Gスポットの女 ヘビー・ウォーター	富士映画		
328	濡れ濡れ夫人たち	大蔵映画		
329	日本痴漢大作戦	"		
330	(仮題) 痴漢本番生録旅行	新東宝興業		
331	温泉芸者湯舟で一発	にっかつ		
332	女体逆噴射	東映		
333	にっかつニュース 〈受験慰安婦〉	にっかつ		
334	新東宝興業ニュース 〈刺青を縛る 蛇と牡丹〉	新東宝興業		
335	にっかつニュース 〈恥辱の部屋〉	にっかつ		
336	ジョイバックニュース 華麗なる追憶愛染恭子 ヨーロッパ ノーカット版	ジョイバック		
337	にっかつニュース 〈温泉芸者湯舟で一発〉	にっかつ		

338	(外画成人短篇予告) レイプ・シャワー暴姦	ニューセレクト
339	(外画成人短篇予告) Gスポットの女 ヘビー・ウォーター	富士映画
340	(外画成人短篇予告) 女教師ハード・バック ・エロ	ニューセレクト

三重県告示第673号

三重県青少年保護育成条例(昭和46年三重県条例第62号)第8条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な図書類として次のとおり指定した。

昭和57年12月3日

三重県知事 田川 亮 三

番号	図書名	発行所	発年月日	行日	指定年月日	指定理由
553	悪女志願	(株)ひかり書房	不	明	昭和57年 11月30日	著しく性的感 情を刺激し、又 は著しく粗暴性 若しくは残忍性 を助長するため 青少年に見せ、 読ませ、若しく は聞かせること がその健全な育 成を阻害するお それがある。
554	ALICEスペシャル (後援願望) AS-1	(株)アリス出版	"	"		
555	淫乱女 男根喰い エロスアップ EP-1	アップル社	"	"		
556	ERECT MAGAZINE エレクト マガジン ER-9	アダムス出版	"	"		
557	エロスアップ増刊 (EROS UP増刊) EZ-1	アップル社	"	"		
558	おんな情報 OJ-1	土曜出版社	"	"		
559	女と男の交際誌 RR-1	(株)ビケン	"	"		
560	女の手帖 OT-1 (女体の秘密)	土曜出版社	"	"		
561	快感ごっこ 051A026	(株)明和出版	"	"		
562	ガール&ガール (性学入門) G-12	株式会社アリス出版	"	"		
563	Collector コレクター CO-12	海鳴書房	"	"		
564	CIRCLE (サークル) vol.1	(株)ひかり書房	"	"		
565	最新性風俗情報誌 TM-1 (SEX 現場情報)	(株)アリス出版	"	"		

566	実話ディープDEEP (絶頂色情狂) DP-1	ジョイフル出版社	不 明
567	実話ディープDEEP (淫女失禁) DP-12	ジョイフル出版社	"
568	指 犯 性 戯 062C006	青春図書	"
569	少女恥じらい (待っわ) CJ-73	Do企画	"
570	少女ぬめる 091A007 (白雪姫は夢を見る)	プランニングプレス	"
571	スキャンダル 051A021	(株) 明和出版	"
572	SCREW スクリュー (性器指姦) SK-11	トライビジョン	"
573	性 熟 日 記 051A025	(株) 明和出版	"
574	性の調教師 062D006	青春図書	"
575	鮮 明 局 部 (かおる) 091A020	プランニングプレス	"
576	恥 態 艶 戯 051A028	(株) 明和出版	"
577	倒 錯 の 世 界 ZT-1	(株) 土曜出版新社	"
578	独 身 時 代 (陰部愛撫) DS-4	アイ出版	"
579	ナイトラブ NL-II 望胎調書	(株) アップル社	"
580	ナイトラブ増刊 挿入遊び NZ-11	(株) アップル社	"
581	女体快感度 062B006	青春図書	"
582	濡れた感触 (美 笑) 091A019	プランニングプレス	"
583	ネ 々 増 刊 NN-1 特別取材 売春少女	アップル社	"
584	ハードコア増刊ZERO ZA-11	株式会社 アリス出版	"
585	早 く し てエ	サトウ 総業株式会社	"

586	秘 写 タ ブ ー TABOO HT-1	トライビジョン	不 明
587	ビーナス (Venus) (女王様を犯す) BN-1	(株) 土曜出版社	"
588	微 風 101A007	BOOK BORN	"
589	開 く 穴	アングル出版	"
590	PINKBOX D-1 特集 ラブ・テクニック	(株) 土曜出版社	"
591	PUSSY 強 姦! PU-1	(株) アリス出版	"
592	フォトジェニカ FJ-1	海鳴書房	"
593	震える髪 (甘き薫り) 091A009	プランニングプレス	"
594	暴 発 寸 前 062E005	青春図書	"
595	Boby Socks (性器充血) BS-1	土曜出版新社	"
596	MY・トルコ Number-6 CC-27	土曜出版社	"
597	MAS MAGAZINE MA-8	株式会社 アリス出版	"
598	◎ ガ イ ド SL-1	株式会社 セゾン出版	"
599	◎ 最 前 線 H-1 お金で買って。 (誰とでも寝るよ。)	株式会社 アリス出版	"
600	◎ レポート 特集 避 妊 R-1	(株) アップル社	"
601	メッセージ 覗 き NO.H-9	(株) アリス出版	"
602	涼 風 101A004	BOOK BORN	"
603	ル ー シ ー LU-1 (おめこの秘密)	(株) アリス出版	"
604	わたし待つわ	サトウ 総業株式会社	"

三重県告示第674号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による付保義務の同意を求めため、発起人から次のとおり届出があつた。

なお、この届出に係る指定漁船調書は、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備え置いて、昭和57年12月3日から同月17日まで縦覧に供する。

昭和57年12月3日

三重県知事 田川亮三

第1

1 発起人の住所及び氏名

松阪市高町	太田好美
〃 大口町	川口一夫
〃 高町	石川利勝

2 加入区 大口

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をした漁業協同組合  
大口漁業協同組合

第2

1 発起人の住所及び氏名

北牟婁郡海山町大字矢口浦	家崎春季
〃 〃 〃	川村晴敏
〃 〃 〃	仲村繁三

2 加入区 矢口浦

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をした漁業協同組合  
矢口浦漁業協同組合

三重県告示第675号

次のものについては、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による付保義務の同意があつたものと認める。

昭和57年12月3日

三重県知事 田川亮三

漁船損害等補償法 施行令第5条第1 項の規定による届 出年月日	加入区	発起人の住所及び氏名	
昭和57年10月12日	和具浦	鳥羽市答志町和具浦	中村市治
		〃 〃 〃	浜口博之
		〃 〃 〃	中川保

昭和57年10月14日	引本	北牟婁郡海山町大字引本浦	濱田徳二
		〃 〃 〃 野村	信一
		〃 〃 〃 坂	長平
昭和57年10月12日	木本	熊野市井戸町	間部誠
		〃 有馬町	鈴木浩
		〃 木本町	浜中文雄

三重県告示第676号

過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）第13条第1項の規定により新設した工事は、次のとおり完了した。

昭和57年12月3日

三重県知事 田川亮三

市町村名	路線名	工事区間	工事の種類	工事完了年月日
美杉村	逢坂線	一志郡美杉村大字石名原字小屋ヶ谷2273番1から同村大字石名原下前戸3321番まで	道路改良	昭和56年12月13日
関町	泉ヶ丘鷲山線	鈴鹿郡関町大字木崎字泉ヶ丘1011番5から同町大字木崎字古河上1098番まで	道路改良	昭和57年7月14日
宮川村	江原線	多気郡宮川村大字江馬字川上728番の3から同村大字茂原字中太田493番の2まで	橋梁整備 (江原橋)	昭和56年4月30日

三重県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のとおり認定した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か月間縦覧に供する。

昭和57年12月3日

三重県知事 田川亮三

路線名	起点	重要な経過地	備考
	終点		
北勢多度線	員弁郡北勢町	員弁郡員弁町	
	桑名郡多度町		

山城西別所線	四日市市	員弁郡東員町	
	桑名市		
松阪青山線	松阪市	一志郡嬉野町	
	名賀郡青山町	一志郡白山町 一志郡美杉村	
鳥羽松阪線	鳥羽市	伊勢市	
	松阪市	多気郡明和町	
鳥羽磯部線	鳥羽市		
	志摩郡磯部町		
伊賀青山線	阿山郡伊賀町	阿山郡大山田村	
	名賀郡青山町		
名張首爾線	名張市	奈良郡宇陀郡首爾村	
	名張市		
新堂停車場線	阿山郡伊賀町		
	阿山郡伊賀町		

三重県告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か月間縦覧に供する。

昭和57年12月3日

三重県知事 田川 亮 三

路線名	起 点 終 点	重要な経過地	備 考
近江八幡員弁線	員弁郡太安町 員弁郡員弁町	(滋賀県八日市市 滋賀県神崎郡 永源寺町)	
桑名北勢線	桑名市 員弁郡北勢町	員弁郡東員町 員弁郡員弁町	
多度員弁線	桑名郡多度町 員弁郡員弁町		
山城穴太線	四日市市 員弁郡東員町		

57.12.24 訂正

高茶屋停車場線	津市		
	津市		
羽所栄町線	津市		
	津市		
小原辻原線	一志郡嬉野町		
	松阪市		
小原伊勢竹原停車場線	一志郡嬉野町		
	一志郡美杉村		
伊勢鳥羽線	伊勢市		
	鳥羽市		
松阪伊勢線	松阪市	多気郡明和町	
	伊勢市		
的矢港線	志摩郡磯部町		
	志摩郡磯部町		
的矢鳥羽線	志摩郡磯部町		
	鳥羽市		
大津上野線	阿山郡阿山町	(滋賀県甲賀郡 信楽町)	
	上野市		
上野阿保白山線	上野市	名賀郡青山町	
	一志郡白山町		
名張停車場香落溪線	名張市		
	名張市		
大山田新堂停車場線	阿山郡大山田村		
	阿山郡伊賀町		
大山田伊賀上津停車場線	阿山郡大山田村		
	名賀郡青山町		
尾鷲土池原線	尾鷲市	(奈良県吉野郡 土北山村)	
	尾鷲市		

57.12.24 訂正

三重県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か月間縦覧に供する。松阪市江原町字瀬戸谷 58.ス1訂正  
隣接民有地10733〜3番地先から

昭和57年12月3日

三重県知事 田川 亮 三

路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北勢多度線	員弁郡北勢町大字瀬木字川内420番地先から 桑名郡多度町大字北猪飼字寺山321〜7番地先まで	3.70〜23.70	14473.00
山城西別所線	四日市市山城町字三源治山45〜13番地先から 桑名市大字西別所字新山畑1920番地先まで	3.80〜37.10	11111.00
松阪青山線	松阪市大字江原字テナー隣接民有地98番地先から 名賀郡青山町阿保字沢代木津川右岸堤防敷地先まで	3.00〜49.30	57384.00
鳥羽松阪線	鳥羽市聖神町字赤坂隣接民有地82〜1番地先から 松阪市宮町字西浦230番地先まで	6.50〜17.00	32264.00
鳥羽磯部線	鳥羽市松尾町字下の久保隣接民有地197番地先から 志摩郡磯部町上之郷字下高崎隣接民有地33〜4番地先まで	1.50〜30.00	23321.00
伊賀青山線	阿山郡伊賀町大字御代字桶越1018〜3番地先から 名賀郡青山町大字下川原字裏木戸192番地先まで	3.90〜43.00	22632.00
名張曾爾線	名張市丸之内38〜4番地先から 名張市青蓮寺字青蓮寺山2850〜281番地先まで	2.70〜43.00	14843.00
新堂停車場線	阿山郡伊賀町大字新堂字中出313〜4番地先から 阿山郡伊賀町大字新堂字三反田562〜3番地先まで	5.00〜20.00	556.00

57.12.24訂正

三重県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か月間縦覧に供する。

昭和57年12月3日

三重県知事 田川 亮 三

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桑名四日市線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
桑名市大字赤須賀字12〜141番地先から			
四日市市大字白須賀3丁目字新田4353〜1番地先まで	旧	4.00〜13.30	10211.00
桑名市相川町7番地先から			
四日市市大字白須賀3丁目字新田4353〜1番地先まで	新	4.00〜30.00	11761.00

第2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 25号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市大字追分1丁目字追分2915〜1番地先から			
四日市市大字小古曾字横井2233〜3番地先まで	旧	5.00〜25.00	1705.00
四日市市大字塩浜字八幡129〜1番地先から			
四日市市大字小古曾字横井2233〜3番地先まで	旧 新	22.00〜58.00	3110.00

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 員弁四日市線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市千代田町193〜3番地先から	旧	7.00〜14.00	91.47
四日市市平津町1013番地先まで	新	10.00〜19.00	91.47

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 員弁四日市線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市城山町甲3774〜2番地先から	旧	4.50〜9.00	174.00
四日市市城山町甲1677番地先まで	新	6.50〜10.00	174.00

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菰野東員線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市西村町字切所2835	3番地先から	旧	6.50~8.80	178.00
四日市市市場町字分田1188	3番地先まで	新	9.00~12.50	178.00

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿宮妻峽線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鈴鹿市神戸矢田部町字矢田部57	番地先から	旧	3.00~22.00	16751.00
四日市市水沢町大字本郷239	番地先まで			
鈴鹿市神戸矢田部町字矢田部57	番地先から	新	3.50~22.00	13548.00
四日市市水沢町大字本郷2277	2番地先まで			

第7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮妻峽線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市水沢町字本郷2277	2番地先から	旧	3.50~19.50	11103.00
四日市市大字日永本郷717	3番地先まで			
四日市市水沢町字本郷239	番地先から	新	3.50~20.50	14296.00
四日市市大字日永本郷717	3番地先まで			

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三宅磯山停車場線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鈴鹿市徳田町字長良木1663	番地から	旧	5.00~5.50	127.00
鈴鹿市徳田町字志留田1550	1番地まで	新	9.00~11.00	127.00

第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三行上野線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
安芸郡河芸町大字三行字椽本470	1番地先から	旧	4.00~7.00	160.00
安芸郡河芸町大字三行字椽本491	1番地先まで	新	12.00~15.00	160.00

第10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津停車場線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市羽所町第1隣接民有地148	番地先から	旧	22.00~32.00	168.00
津市栄町3丁目北4848	番地先まで			
津市羽所町373	番地先から	新	36.00~44.30	129.50
津市栄町3丁目255	番地先まで			

第11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津上野線
- 3 道路の区域

52.10.4 STE

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
安芸郡美里村大字南長野字分郷2	1番地先から	旧	7.00~10.60	88.00
安芸郡美里村大字南長野字分郷10	1番地先まで	新	8.40~17.00	88.00

第12

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 穴倉南神山津線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
安芸郡安濃町大字南神山字井ノ坪154	2番地先から	旧	4.00~7.00	240.00
安芸郡安濃町大字南神山字井ノ口120	2番地先まで	新	7.00~15.00	240.00

第13

- 1 道路の種類 一般国道



- 2 路線名 306号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
安芸郡河芸町大字北黒田字持野	748～3番地先から	旧	4.80～11.50	1525.00
安芸郡河芸町大字北黒田字山田	1983～1番地先まで	新	8.00～30.00	1528.00

第14

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村大字上多気字奥新田	1815～3番地先から	旧	3.60～11.00	197.50
一志郡美杉村大字上多気字奥新田	1815～2番地先まで	新	5.70～19.60	197.50

第15

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山白山線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
久居市榑原町字八知山	14902～1番地先から	旧	5.00～9.00	113.50
久居市榑原町字八知山	14887～2番地先まで	新	9.00～13.00	113.50

第16

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蓮峽線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
飯南郡飯高町大字森字たちおか	2005番地先から	旧	3.60～15.40	153.00
飯高郡飯南町大字森字平瀬	1809～4番地先まで	新	3.60～6.80	160.00

第17

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢多気線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市川端町字山起	206番地先から	旧	3.90～42.00	5432.70
度会郡玉城町勝田字	がんぜだ710番地先まで			
伊勢市上地町字野垣外	2024～3番地先から	旧新	9.00～18.50	3989.00
度会郡玉城町勝田字	がんぜだ710番地先まで			

第18

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 度会玉城線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡度会町阿口字鳥居	575番地先から	旧	3.00～6.70	7894.70
度会郡玉城町大字勝田字	がんぜだ710～2番地先まで			
度会郡度会町阿口字鳥居	575番地先から	新	3.00～13.50	9105.90
度会郡玉城町大字佐田字	新田町1006番地先まで			

第19

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢南勢線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市宇治今在家町	117番地先から	旧	3.40～13.30	22746.60
度会郡南勢町大字五ヶ所浦字	西川原1047番地先まで			
伊勢市榑部町字乃木乙	76番地先から	新	3.40～25.00	22977.60
度会郡南勢町大字五ヶ所浦字	西川原1047番地先まで			

第20

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
尾鷲市北浦町字北浦	1385番地先から	旧新	3.50～13.00	4065.30
尾鷲市大字南浦字向井	空谷2869～5番地先まで	新	3.75～32.00	3102.00

三重県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か月間縦覧に供する。

昭和57年12月3日

三重県知事 田川亮三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北勢多度線	員弁郡北勢町大字瀬木字川内420番地先から 桑名郡多度町大字北猪飼字寺山321～7番地先まで	昭和57年12月3日
県道 山城西別所線	四日市市山城町字三源治山45～13番地先から 桑名市大字西別所字新山畑1920番地先まで	昭和57年12月3日
県道 松阪青山線	松阪市大字辻原字チクニ隣接民有地98番地先から 名賀郡青山町阿保字沢代木津川右岸堤防敷地先まで	昭和57年12月3日
県道 鳥羽松阪線	鳥羽市堅神町字赤坂隣接民有地82～1番地先から 松阪市宮町字西浦230番地先まで	昭和57年12月3日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市松尾町字下の久保隣接民有地197番地先から 志摩郡磯部町上之郷字下高崎隣接民有地33～4番地先まで	昭和57年12月3日
県道 伊賀青山線	阿山郡伊賀町大字御代字桶越1018～3番地先から 名賀郡青山町大字下川原字裏木戸192番地先まで	昭和57年12月3日
県道 名張曾爾線	名張市丸之内38～4番地先から 名張市青蓮寺字青蓮寺山2850～251番地先まで	昭和57年12月3日
県道 新堂停車場線	阿山郡伊賀町大字新堂字中出313～4番地先から 阿山郡伊賀町大字新堂字三友田562～3番地先まで	昭和57年12月3日
県道 桑名四日市線	桑名市相川町7番地先から 四日市市大字白須賀3丁目字新田4353～1番地先まで	昭和57年12月3日
県道 四日市多度線	桑名郡多度町大字戸津字藤塚83番地先から 桑名郡多度町大字香取字高割381～2番地先まで	昭和57年12月3日
県道 員弁四日市線	四日市市城山町甲3774～2番地先から 四日市市城山町甲1677番地先まで	昭和57年12月3日
県道 員弁四日市線	四日市市大字羽津成字班鳩679～13番地先から 四日市市大字羽津字堅田50～1番地先まで	昭和57年12月3日

県道 員弁四日市線	四日市市千代田町193～3番地先から 四日市市平津町1013番地先まで	昭和57年12月3日
一般国道 25号	四日市市大字塩浜字八幡129～1番地先から 四日市市大字小古首字横井2233～3番地先まで	昭和57年12月3日
県道 鈴鹿宮妻峽線	四日市市水沢町字三本松888～2番地先から 四日市市水沢町字三本松998～2番地先まで	昭和57年12月3日
県道 四日市鈴鹿環状線	四日市市垂坂町字道神田443～2番地先から 四日市市垂坂町字道神田433～1番地先まで	昭和57年12月3日
県道 平津菰野線	四日市市山城町字川原場441～1番地先から 四日市市山城町字川原場436～19番地先まで	昭和57年12月3日
県道 津停車場線	津市羽所町373番地先から 津市栄町3丁目255番地先まで	昭和57年12月3日
県道 草生窪田津線	安芸郡安濃町大字草生字柳1208～1番地先から 安芸郡安濃町大字草生字小野口178～1番地先まで	昭和57年12月3日
県道 草生窪田津線	安芸郡安濃町大字粟加字太倉田466番地先から 安芸郡安濃町大字粟加字上川原826～1番地先まで	昭和57年12月3日
県道 津上野線	津市片田井戸町字里前106～3番地先から 津市片田井戸町字平治垣内311～1番地先まで	昭和57年12月3日
一般国道 165号	名賀郡青山町岡田字手登543～5番地先から 名賀郡青山町下川原字六拾刈642～2番地先まで	昭和57年12月3日

三重県告示第682号

県道の路線認定（昭和34年三重県告示第17号の2）の一部を次のように改正する。

昭和57年12月3日

三重県知事 田川亮三

表404の項中「伊賀桑名線」を「桑名大安線」に、起点「員弁郡石加村大字字賀」を「桑名市西別所字倉町」に、終点「桑名市」を「員弁郡大安町大字字賀字石田」に改める。

表426の項中「下楠南島線」を「南島大台線」に、起点「多気郡大台町大字下楠」を「度会郡南島町河内字山口」に、終点「度会郡南島町」を「多気郡大台町大字下楠」に改める。

表 562 の項中「宮妻峽日永線」を「宮妻峽線」に改める。  
表 401 の項中「赤須賀四日市線」を「桑名四日市線」に改める。

三重県告示第683号

国道の区域変更（昭和46年三重県告示第 726 号）の一部を次のように改正する。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

表中、国道165号終点「津市阿漕町隣接民有地179～2番地先」を「津市雲出本郷町字松縄1706～11番地まで」に改める。

三重県告示第684号

三重県収納代理金融機関（昭和39年三重県告示第 221 号）の一部を次のように改正し、昭和57年11月25日から適用する。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

表中

「名古屋千種区千種通一丁目 三重銀行今池支店」を  
「名古屋千種区千種一丁目 三重銀行今池支店」に改める。  
名古屋千種区田代町 三重銀行星ヶ丘支店



三重県地域食品認証規則（昭和56年三重県規則第15号）第12条第1項の規定により、次のとおり地域食品の認証を取り消した。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

認証取消し年月日	品 目	認証取消し事業者の氏名	製造所の所在地
昭和57年11月26日	豆腐・油揚げ	田 中 両 助	津市八幡町4番地

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 5 条第 1 項の規定により、明星土地改良区の設立（維持管理事業明星地区）を昭和57年11月24日認可した。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、古田井土地改良区（一志郡嬉野町大字中川1064番地）の定款変更を昭和57年11月24日認可した。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第54条第 3 項の規定により、家所東部土地改良区から換地処分（家所地区野田興工区）をした旨、届出があつた。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第54条第 3 項の規定により、家所東部土地改良区から換地処分（家所地区門田工区）をした旨、届出があつた。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第17条第 1 項の規定により、四日市都市計画土地地区画整理事業の決定をしたいので、当該都市計画の案を、当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 都市計画を決定する土地の区域  
末永・本郷土地地区画整理事業  
都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課及び四日市市都市計画部区画整理課

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、四日市都市計画道路を変更したいので、次のとおり当該都市計画の案を、当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

昭和57年12月3日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・8 午起末永線

3・4・26 四日市関ヶ原線

都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課及び四日市市都市計画西部都市計画課

石油とエネルギーを大切に

毎週火、金曜日発行

購読料(送料共) 1箇月 2,100円

1箇年 25,200円

昭和57年12月3日印刷発行

津市広明町13番地

印刷 三重県総務部学事文書課